金銭消費貸借契約書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　貸主（甲）

住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　借主（乙）

住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　連帯保証人（丙）

住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

甲と乙は、次の通り金銭消費貸借契約を締結した。

第１条　　甲は乙に対し、本日、金　　　　　　　　円を貸付け、乙はこれを受領した。

第２条　　乙は、甲に対し、前条の借入金　　　　　　円を平成　　年　　月 日限り、甲方に持参又は送金して支払う。

第３条　　利息は年　　　パーセントとし、毎月　　日限り当月分を甲方に持参又は送金して支払う。

第４条　　期限後又は期限の利益を失ったときは、以後完済に至るまで、乙は甲に対し、残元金に対する年　　パーセントの割合による遅延損害金を支払う。

第５条　　乙について、次の事由の一つでも生じた場合には、甲からの通知催告がなくても乙は当然に期限の利益を失い、直ちに元利金を支払う。

①　第２条の分割金又は第３条の利息を１回でも期限に支払わないとき。

②　他の債務につき仮差押、仮処分又は強制執行を受けたとき。

③　他の債務につき競売開始、破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始又は会社更生手続開始の申立を受けたとき。

④　乙の振出、裏書、保証にかかる手形・小切手が不渡となったと

き。

　　　　　⑤　乙が国税滞納処分又はその例による差押えを受けたとき。

⑥　乙が甲に通知なくして住所を変更したとき。

第６条　丙は、乙の甲に対する債務を連帯保証人として連帯して保証する旨約し、乙と連帯してこれを支払う。

上記の金銭消費貸借契約を証するため、本契約書３通を作成し、各当事者署名押印のうえ、各１通を所持する。

以上